

旭市へ転入し住宅を取得する方へ ～旭市定住促進奨励金制度のご案内～

旭市では、市内に定住する意思を持って市外から転入し、新築又は中古住宅を取得した人に最大 150 万円の奨励金を交付しています。

【交付対象者】全てに該当すること

- ・平成 30 年 4 月 1 日以降に住宅を取得し、住宅の契約者かつ所有者であること
- ・住宅を取得した日（住宅の所有者として登記された日）と旭市に転入した日の間
が 3 年未満であること
- ・転入する前 3 年間継続して旭市に住民登録がないこと
- ・世帯全員に旭市税の滞納がないこと
- ・旭市に 5 年以上居住する意思があること
- ・交付申請時に取得した住宅に定住していること
- ・過去に本奨励金の交付を受けていないこと

※転入または住宅を取得した日が平成 30 年 4 月 1 日以前の場合は、転入日と取得日の
期間が 1 年以内に限り、対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

【交付対象住宅】全てに該当すること

- ・専用住宅又は併用住宅であること
- ・申請に係る住宅が過去に本奨励金の交付を受けていないこと

【奨励金の額】

基礎額 30 万円に次の加算条件があります。上限は 150 万円までとなります。

- ・申請時に夫婦のどちらかが 39 歳以下の場合 …… 20 万円
- ・申請時に世帯員に中学生以下の子どもがいるとき …… 子ども 1 人につき 10 万円
- ・取得した住宅が新築の場合 …… 20 万円
- ・市内業者で新築した場合（購入に関する契約書上の事業者住所が市内） 10 万円

※住宅の持分割合がある場合は、交付額が変更になる場合があります。

※住宅の価格が奨励金より低い場合は、その金額が交付されます。

【必要書類】

- ・申請書
- ・誓約書
- ・申請者の戸籍の附票の写し（転入前 3 年間旭市外にいたことがわかる範囲のもの）
- ・家屋の登記事項証明書（権利部（甲区）に所有者として氏名が記載されている全部事
項証明書に限る 取得場所：法務局匝瑳支局
住所：〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ 678 番地 3 電話番号：0479-70-0971)
- ・住宅の取得価格及び事業者がわかる書類（契約書のコピー等）

お問い合わせ先

〒289-2595 旭市ニの 2132 番地
TEL0479-62-5382 企画政策課